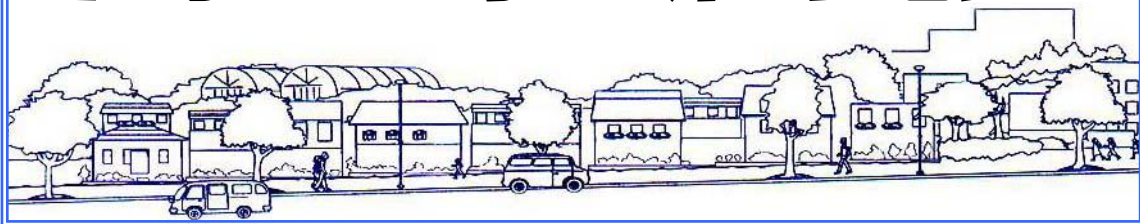


# 北小岩一丁目東部地区



No.88



2011/7/1

江戸川区土木部

沿川まちづくり課

連絡先：推進第一係

TEL5668-5877

## ～第15回まちづくり懇談会開催のご案内～ 土地区画整理審議会の手続き等や 清新町の液状化による被害について、皆さまにご説明します。

日頃より区政にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

5月17日（火）に事業計画決定の公告を行い、当地区の土地区画整理事業が法的に決定され、事業が開始されました。事業を進めるにあたり、地権者の皆さまの代表と学識経験者で組織される「土地区画整理審議会」を設立します。設立にあたり、審議会委員を選出するための選挙を実施いたします。（※審議会委員に立候補される方が定数内の場合は、選挙は行われません。）そこで、土地区画整理審議会についての概要と審議会委員選挙の具体的な日程について、懇談会の中でご説明します。



また、前回のまちづくり懇談会でもご質問がありました、東日本大震災に伴う清新町の被害状況についてのご報告と平成21年2月に国土交通省江戸川河川事務所が行いました「地質調査及び測量」の調査結果に基づく、北小岩一丁目東部地区の地盤の解析状況等について改めてご説明します。

お忙しいところ大変恐れ入りますが、隣近所お誘い合わせのうえ、お越しくださいますようお願いいたします。

### 懇談会の概要

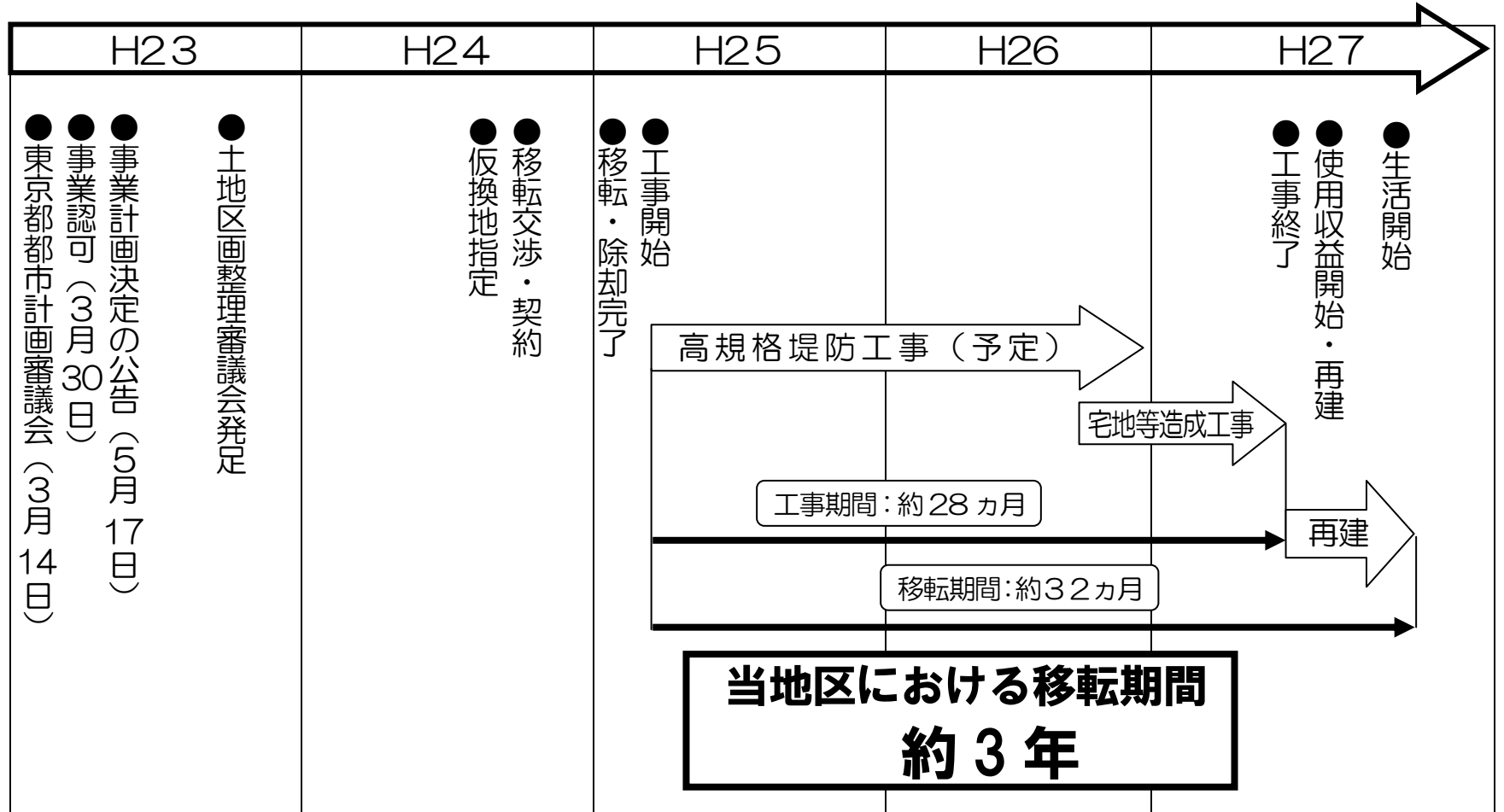
- |           |   |
|-----------|---|
| <b>日時</b> | <b>7月11日（月）午後7時より（2時間程度を予定）</b><br>※開催時間にご注意ください  |
| <b>会場</b> | <b>小岩アーバンプラザ集会室第1・2（2階）</b>   |
| <b>内容</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理審議会の手続き等について</li> <li>・東日本大震災における清新町の液状化による被害状況について</li> <li>・北小岩一丁目東部地区の地盤の状況について</li> <li>・質疑応答、意見交換 等</li> </ul> |

※懇談会への参加につきましては、18班地区の権利者の方のみとさせていただきます。ご了承ください。

# 事業についていただいたご質問を紹介します

前回の懇談会や個別相談の中でのご質問をいくつか掲載します。

- Q1：現在の事業スケジュールを教えてください。いつくらいに戻ってきて生活を開始できるのか。  
 A1：現在のスケジュールでは、平成25年の1月に建物を除却・移転していただき、皆さまが戻ってきて生活を開始していただくのは、平成27年の9月頃を予定しています。



- Q2：土地や建物の所有者が亡くなって、名義を変更していないのだが、相続して登記を変えないと移転補償等に不都合があるのか。

- A2：土地については清算金（※1）の処理ができなくなるため、換地処分（※2）の日（平成27年度を予定）までに法務局に対して相続登記（※3）をお願いします。  
 建物については亡くなられた方と契約ができないため、移転補償契約（平成24年10月頃を予定）までに法務局に対して相続登記をお願いします。



- ※1. 清算金とは、換地（事業後の皆さまの土地を決めること）を定めた時に、従前の土地と換地の土地評価について、地区内の不均衡を是正するために、交付・徴収する金銭のことです。
- ※2. 換地処分とは、施行区域の全部の土地区画整理事業の工事が完了した後、従前の宅地の所有者・借地権者等の権利を保有している土地の地番、面積、地目等の権利を、新しい換地に移行させる行為のことです。
- ※3. 相続登記とは、不動産に関する「相続を原因とする権利関係の変動」を登記する制度で、土地・建物の登記されている権利者が亡くなった場合、その土地を管轄する法務局に対し手続きを行い、相続人が新しい所有者となるように登記事項を変更することです。

<お問い合わせ先>ご意見・ご質問はこちらまで

えんせん 沿川まちづくり課推進第一係 北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 TEL 5668-5877

※お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/gyosei/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

